

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成29年6月2日（金）午前9時30分～午前9時55分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 12名

1番	高槻 祥治	出
2番	池田 俊一	出
3番	笠原 幸男	出
4番	高月 周次郎	出
5番	武井 邦男	出
6番	栗目 公人	出
7番	岸野 敏夫	出
8番	川上 敏雅	出
10番	奥村 純一	出
11番	小原 勉	出
12番	高橋 寛行	出
13番	中村 徹	出

4. 議事日程

- (1) 議案第15号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第16号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第17号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について
（所有権移転に関するもの）
- (4) 議案第18号 矢掛町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について
- (5) 議案第19号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について
（中間管理権の設定に関するもの）

5. 会議の概要

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成29年度第3回農業委員会総会を開催します。</p> <p>休会中の会長事務を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月10日 農業委員会委員等候補者評価委委員会（役場） ・ 5月22日 市町村農業委員会会長・事務局長会議（岡山市） ・ 5月29日～30日 全国農業委員会会長大会（東京都） <p>以上で、休会中の会長事務報告を終わります。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は1番 高槻委員さんと、2番 池田委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第<u>15</u>号から議案第<u>18</u>号の<u>4</u>議案です。</p>
議 長 事 務 局	<p>議案第<u>15</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>1</u>件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>（議案朗読説明）</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以上1件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長 10番委員	<p>事案番号<u>3</u>番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p> <p>それでは、地元委員さんの意見ををお願いします。</p> <p>譲渡人から高齢の為、耕作をすることが難しいので、譲受人に土地を渡したいというご相談がありました。お互いに了解がとれましたので所有権移転の申請をいたします。問題はありません。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号<u>3</u>番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議がございませんので、事案番号<u>3</u>番につきましては、</p>

	許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>16</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>2</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;">農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>8</u> 番及び <u>9</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
2 番委員	譲受人は将来の事を考えて、両親の家の北側に居宅を建設されます。東側は竹藪で、北側と西側も民家ですので、他の土地に影響はありません。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>8</u> 番及び <u>9</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>8</u> 番及び <u>9</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	以上 <u>1</u> 件について許可処分を行うことを議決します。
議 長	進行の都合上、先に報告事項について確認します。
議 長	利用目的の変更届について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
1 番委員	田から畑に変更です。水路は埋めないと申請人も話をされていたので、問題はないと思います。

議 長	農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
1 番委員	次に耕作をされる方は決まっておりますので、問題はございません。
議 長	議案第 17 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 120) (案) の決定に対する意見について、所有権移転に関するもの 1 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	本計画は、5月の総会で承認された議案第16号の利用集積計画に基づき岡山県担い手育成財団へ所有権移転を行った件について、購入者に売渡すものです。 では、個別の事案を説明します。(事案説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	農用地利用集積計画書 (NO. 120) につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
11番委員	5月総会で地主から担い手育成財団への売渡の承認をいただいております。譲受人も耕作できるので、問題はないと思います。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、NO. 120 につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 120) (案) については、計画書どおり決定いたします。
議 長	議案第 18 号 矢掛町農業委員会の農地利用最適化推進委委員の決定について、議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	別紙、「農業委員会等に関する法律」及び「矢掛町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」に従い、3月に委員の募集を行いました。 結果としまして、以前にも報告したとおり、8名の方の推薦応募がありました。 5月10日に候補者評価委員会を開催し、候補者について審査していただき、農業委員として適当と認められた1名を除き、候補者7名を推進委員として適当と認

	<p>めるとの意見をいただきました。</p> <p>「農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」第10条で「農業委員会は、評価委員会の評価を受け、推進委員として選任する推進委員候補者を決定するものとする。」とあります。</p> <p>(候補者7名について資料により説明)</p> <p>なお、農業委員候補者につきましては、6月町議会で同意を得た上で、任命する予定です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第18号につきまして、ご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、候補者7名を農地利用最適化推進委員として決定することを議決いたします。</p>
議長 事務局	<p>議案第19号 矢掛町農用地利用集積計画書(No. 121) (案)の決定に対する意見について、事務局から説明をお願いします。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>議案第19号については、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う案件であります。</p> <p>農地中間管理機構が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> </div> <p>(計画の内容について説明)</p>
議長	<p>事務局からの説明がありましたが、農用地利用集積計画書(No. 121)につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
1番委員	<p>こちらの土地を耕作されていた方が高齢の為、代わりに耕作をしていただける方をさがされておりました。耕作していただける2の方が決まりました。問題は、ございません。</p>
議長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、議案第19号につきまして、</p>

	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、議案第19号について、計画書どおり決定いたします。</p>
議長	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。</p> <p>これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。</p> <p><u>10分間休憩</u>の後、<u>10時05分</u>から協議会を開催いたします。</p>